

## 群馬県の放射能はどのように測定されているか(西毛方面)

### ～第3回モニタリングポスト見学ツアー報告～

今回は、西毛方面に6か所設置してある空間放射線量モニタリングポストを10名ですべて見学しました。途中、神流町(旧中里村)の「恐竜の足跡」を見学し、中生代のこの辺りの地形に思いをはせました。すぐ測りたくなるのがこのツアーの特徴。恐竜の足跡のある「さざなみ岩」の放射線量が高い(0.1 $\mu$ Sv/h超)のには皆驚きました。昼食は上野村で溪流から水を引いた釣り場のマス料理を堪能しました。全体を通して、モニタリングポストは住民との関わりが薄く、置かれた自治体にとっては「お荷物」という印象を受けました。(写真は"うな重"ならぬ"鱒重"です)



## モニタリングポストは、置かれた自治体には「お荷物」？

田村ゆう子・廣史

### 可搬型線量計

どういう経緯でその地域が選ばれたのかはわかりませんが、藤岡市鬼石多目的ホール、上野村役場、下仁田町役場、安中市松井田支所、高崎市みねはら公園(箕郷町)の5か所には、放射線量が表示される可搬型のモニタリングポストが設置されていました。写真①はみねはら公園のものですが、どこも同じ形です。電光板でその地点の地上1mの放射線量を表示しています。その数字は10分毎に更新されています。すべてのポストの値が、参加者がそれぞれ持参した線量計の示す値よりも低くなっていました。どこのポストも駐車場の片隅の目立たない場所にあり、雑草が生えているところもありました。これが空間放射線量モニタリングポストであるという名称や説明の表示はどのポストにもいっさいありませんでした。

下仁田町役場では、担当の方から説明がありました。東京電力福島第一原発事故による放射能汚染で、下仁田町も国からの補助金で放射線量の高い所を除染したそうです。事故直後に一人増員があったそうですが現在はないとのこと。しかし事故が起こらなければなかった給食などの食材の放射能測定や除染関係の仕事は依然続いています。

一方、風評被害を恐れてか国からの補助金を断り除染をしない自治体もあり、危機感を持ち、声を上げる住民がいるかどうかの違いなのかなと思いました。



### 固定型線量計

富岡市生涯学習センターのモニタリングポストは固定型と言われ、写真②のような形のものが、職員通用口近くの植え込みの中に設置してありました。電光板はなく放射線量はそこではわかりません。生涯学習センターの中にあるコンピューターにデータが送られ、そこに数値が表示されます。そのコンピューターは職員更衣室の中にあり

ました。職員通用口に最も近い部屋とはいえ驚きました。外部の人がメンテナンスに来る以外、職員は関知していないようでした。

### 何のためのモニタリングポスト？

このような状況は、住民はモニタリングポストの存在に気が付かなくていい、むしろ無関心でいて欲しいと言っているようなものです。将来、誰も知らないうちに撤去されているかもしれません。しかし、放射線量が事故時より低くなってきているとはいえ、事故前に戻ったわけではなく高止まりの状態というのが現在の状況です。それに原発事故はまだ収束していません。自治体は住民の健

康を真剣に考えるならば、モニタリングポストをもっと活用し、関心を集めるようにするべきだと思います。



### フクシマわすれないコラム

## 一群馬集団訴訟から東京電力福島第一原発事故の意味を考える

坂田 尚之

「長女が学校で、福島から来た子ということで特別扱い、無視されたり、…クラス全部からいじめを受け、家の中で暴れたり泣きわめいたりしてかわいそうで辛かった。」(以下「」は原告団ニュースより) これは2013年9月11日に137人で集団訴訟を起こした群馬に避難している原告の方の言葉です。福島第一原発事故による損害賠償をめぐる集団訴訟は全国で20以上提起され、原告数は1万人規模に達しています。6・7回傍聴してみましたが、一体彼らは何故訴訟を起こしたのでしょうか。

「東日本大震災に見舞われ、水や食べ物の確保に動いていた私達の目に映ったのは、原発が水素爆発しているテレビの映像でした。身体が凍りつき、現実には起きていないこととは信じられませんでした。…ここから地獄が始まりました」。そうです、自主避難した人たちはやむにやまれず提訴したのです。損害賠償請求という形を取っていますが、ふるさとを返せ、東電と国は責任を明らかにせよというのが本音ではないでしょうか。

「私たちの住んでいた周辺は立ち入り禁止の黄色いテープが張り巡らされるホットスポットで、放射能に対する恐怖に悩まされる日が続きました」。この事態は5年半以上たった現在でもまだ継続しており、廃炉期間の20～30年後でも完全な除染の期待は難しいものです。過去にも水俣病事件や農薬製造工場爆発のダイオキシン事故などシビアアクシデントがありましたが、原発事故は他の物質とは違い化学的処理で無害化できない放射性物質を扱っている事と、一企業には重過ぎる国策の原子力事業を背負っているという点での特異性があります。後者の証は、事故時の賠償が民法ではなく原子力損害賠償法という別枠の法律を立て、賠償額が大きい場合は国が(税金で)援助するという点からも見て取れます。

この訴訟は137人の基本的人権の保障を求める裁判であると同時に、国策の国民に対する責任を問うという事が本質なのではないでしょうか。もし判決がその国策は国民の基本的人権を脅かすと認めるならば、それは国民の審判を仰がねばならない重大な問題を含んでいると思われます。この2016年10月31日に結審を迎え、全国の集団訴訟に先駆けて出される群馬の訴訟判決はどこまで踏み込んだ判断を下すか、大いに注目される所です。

☆「結審」10月31日(月)午後2時開廷／前橋地裁・21法廷(2階)

※当日は午後1時10分から傍聴整理券が発行され、1時20分に締め切り抽選(1階)となる予定

※報告集会 裁判終了後、教育会館5階大ホール(フォーラムと同じ建物)